

建築物のバリアフリー化の取組について

建政部 都市・住宅整備課

バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図る。

■補助対象建築物

- バリアフリー法に規定する特別特定建築物※
(例：店舗、ホテル、劇場、映画館、高齢者・障害者福祉施設など) ※建築規模による制限無
- バリアフリー条例による規制対象の建築物

■交付率(民間建築物への補助の場合)

国：1/3、地方：1/3、民間事業者：1/3 ※
※地方公共団体による補助制度の創設が必要

■補助対象地域

- 三大都市圏(首都圏、近畿圏、中部圏)の既成市街地、人口5万人以上の市、都市機能誘導区域の駅周辺
 - バリアフリー基本構想※、移動等円滑化促進方針、バリアフリー法に基づく条例※を策定した区域 など
- ※バリアフリー環境整備促進事業では、地方公共団体のバリアフリー法に基づく条例・基本構想の策定に要する費用についても支援可能

■交付対象事業者 地方公共団体、民間事業者、協議会等

■補助対象となる費用

国土交通省が定める「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」に適合させるために行う、バリアフリー改修※に要する費用
※建築設計標準に適合させるために行うものであれば、部分的な改修についても補助対象

<建築設計標準に適合させるために行うバリアフリー改修の内容について>

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な建築物移動等円滑化基準に適合する、出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ等に関する整備内容(例：廊下幅の確保、車椅子使用者用のトイレの設置など)の他、より安全かつ円滑な移動等や利用者の利便性の向上、快適な利用が実現できるよう、備えることが望ましい内容等についても幅広く規定されている(例：ローカウンターの設置、乳幼児用設備の設置、客室へのフラッシュライトの設置、集団補聴設備の設置など)。

【支援対象となるバリアフリー改修工事の例】



トイレのバリアフリー化



スロープの設置



ローカウンターの設置



点字ブロック、点字案内板の設置¹

【参考】新バリアフリー税制のイメージ(令和8年度から)

改正前

特別特定建築物のうち、劇場・音楽堂等について、建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるバリアフリー改修を行った場合に、工事完了の翌年度から2年度分、当該建築物の固定資産税・都市計画税（それぞれ改修工事費用の5/100を上限）について、1/3の金額を減額する。

改正後

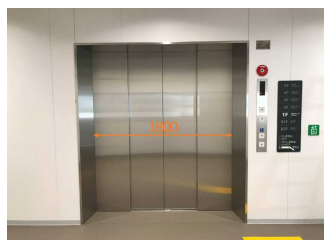
特別特定建築物について、既存建築物バリアフリー改修事業の補助を受けて、建築物移動等円滑化基準もしくは建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるバリアフリー改修（※）を行った場合に、工事完了の翌年度から2年度分、当該建築物の固定資産税・都市計画税（それぞれ改修工事費用の5/100を上限）について、1/3を参酌して自治体が条例で定める割合分（1/6～1/2）の金額を減額する。

※改修部分が基準に適合していれば、部分的な改修でも対象

適用イメージ

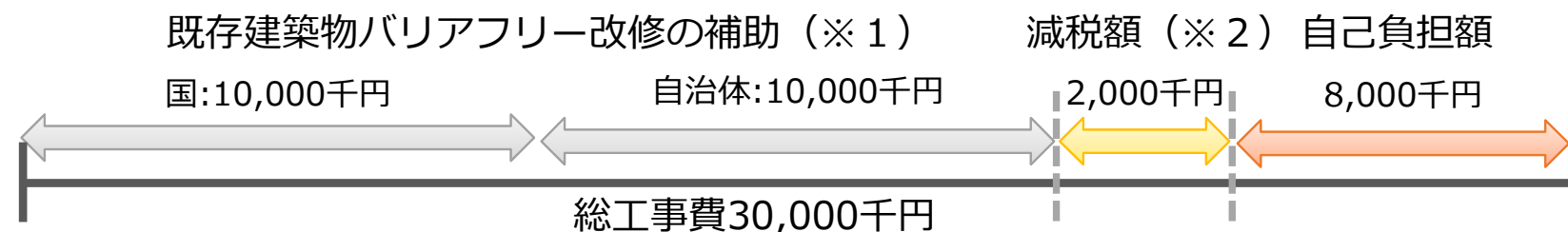


バリアフリースイートの整備



エレベーターの整備

物品販売店舗（延べ床面積3,500㎡、課税標準額500,000千円）において、バリアフリースイート及びエレベーターの整備を行い、総工事費が30,000千円。



※1：国・自治体の補助率がそれぞれ1/3の場合

※2：固定資産税・都市計画税について、それぞれ工事費用の5/100の1/3を2年間減額



補助 + 特例により自己負担率を約 **1/4** に軽減（補助66.7% + 税特例6.7%）